

## 平成18年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査  
 2 監査対象 環境部  
 環境保全課・環境学習センター、  
 生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場  
 3 監査実施期間 平成18年6月1日から平成18年6月5日まで  
 4 監査結果報告 平成18年8月21日

### 監査の結果(指摘事項)

### 措置または対応状況

#### 【環境保全課・環境学習センター】

(1)現金等管理について 環境学習センターの駐車券については受払簿の整備がなされていなかったため、払い出しが確認できる受払簿による適正な管理に改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年 5月27日 受払簿を作成し、適正な管理が確認できるように改めた。
(2)財産管理について ア 公印台帳の副本において、環境学習センターでは公印管守者及び公印取扱者の登載漏れがあったので、公印を適正に管理するため四日市市公印規則に基づいた所定の手続きに改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年 5月 1日 公印管守者及び公印取扱者を公印台帳副本に登載し、四日市市公印規則に基づく手続を完了した。
イ 機器類等の寄付物品がある場合には四日市市会計規則第140条により評価価格を付して寄付報告書により受け入れるよう改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年 5月26日 四日市市会計規則に基づく手続を完了した。

#### 【生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

(1)収入事務について 粗大ごみ処理手数料、資金前渡金の収入にかかる事務について、それぞれの現金出納簿の作成がなされていなかった。適正に現金を管理するため、四日市市会計規則に基づいた所定の手続きに改めること。【是正改善事項】	【措置済】 平成18年 5月15日 四日市市会計規則に基づき、現金出納簿の作成を行い適正な管理に改めた。
---	---

<p>(2)財産管理について  ア 工作物について、公有財産台帳の記載内容に不備があった。四日市市公有財産事務取扱規程に基づき、公有財産台帳を整備し、適正な管理に改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成18年12月20日  工作物については、公有財産台帳の整理を行い、適正な管理を行うよう改めた。</p>
<p>イ 公印台帳の副本が無いなど管理に不備があった。公印を適正に管理するため四日市市公印規則に基づいた処理に改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成18年 5月10日  公印台帳副本を「四日市市公印規則」第8条第3項に規定されたとおり作成し、公印とともに保管した。</p>
<p>(3)文書管理について  自動車運行日誌について、運行状況の記載に一月分を一括記入するなどの不備があった。四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程にあるように、自動車運行日誌に運行状況を運転の都度に記帳し、所属長が確認するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成18年 5月10日  自動車運行日誌については、運転の都度記入し、所属長が確認するよう改めた。</p>

## 平成18年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 環境部  
環境保全課・環境学習センター、  
生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場
- 3 監査実施期間 平成18年6月1日から平成18年6月5日まで
- 4 監査結果報告 平成18年8月21日

### 監査の結果(所見)

### 措置または対応状況

#### 【環境保全課・環境学習センター】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が常態化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の精神の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図るとともに、職員一人一人が自らの日常業務の現状を見直し、管理職が率先してコスト意識を高めるなど、労務管理の徹底を図り時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 課内業務の平準化、応援体制の強化を図るとともに、組織・業務の見直しを行う。また、安全衛生・労務管理の面から、時間外縮減に対する職員の意識啓発に努める。</p>
<p>(1)地球温暖化対策について 地球温暖化対策の一環として地球温暖化対策地域協議会の活動を支援して、啓発活動や市内2カ所のショッピングセンター駐車場を利用したパーク・アンド・バスライド事業に取り組んでいるが、本事業については周知や地球温暖化に対する意識啓発が十分でないため利用者が少ない状況にある。今後、この事業の一層のPRを展開し利用拡大に努めるとともに、低公害車、太陽光発電など新エネルギー事業、家庭における省エネルギーなど、地球温暖化対策全般の啓発活動の積極的な推進に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日 パークアンドバスライド事業については、運行事業者の要請により、平成19年9月を以って終了することとなった。その他温暖化対策としては、四日市市地域新エネルギービジョン(平成18年度策定)や四日市市地球温暖化対策地域推進計画(平成19年度策定予定)により、市民・事業者の意識啓発・取り組み促進に努めるとともに、国・県等関係機関とも連携しながら、今後も積極的に推進していく。</p>

<p>(2)職員の資質向上について        廃棄物による土壌や水の汚染問題など新たに顕在化してくる環境問題に対する的確な判断や処理とともに、市民への安全・安心に対する説明責任が求められる。このため、職員に対しては、大学や研究機関との連携により研修や訓練などを通じて、実務的、専門的な知識を取得させてスキルを高めるとともに、環境に配慮したまちづくりを進めるために、都市整備部など関係部局との調整力を高めることができるよう努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日        県、国等が主催する研修会に積極的に参加し、情報収集に努めている他、より専門的な知識を有する案件が発生した場合には、専門の審議会を開催するなど、大学の先生方に協力を得、問題解決にあたっている。公害を未然に防止するため、事業所等に指導するにあたっては、より専門的な知識を有する必要があることから、今後も引き続き研修会等に参加し、適切な指導が行える体制づくりを推進しようと考えている。</p>
<p>(3)滞納繰越金について        コミュニティ・プラント使用料は滞納件数及び収入未済額が増加している。徴収については滞納者への口座振替の推進、訪宅指導の回数の増加、意識向上のための啓発活動、他の課との連携徴収などに取り組み継続的に努力しているが依然として滞納額は減少していないので、負担の公平や制度目的に沿った実施を図るため、引き続き効率的な回収方法を検討し、厳正な滞納整理に努力すること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年3月31日        処理区域内に低所得者が多いが、滞納整理による訪問による滞納の説明及び滞納確認兼納付誓約書を取り意識向上を図った。これを継続するとともに、今後上下水道局へ事業の統合されるなかでより一層効果のあがる滞納整理の方法を検討していく。</p>

【生活環境課・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・楠衛生センター・北大谷斎場】

<p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について        時間外勤務が常態化している職場が多く、また、特定の職員に業務の集中が見られるなど、勤務の管理体制について職員の意識面での徹底を含め改善の余地がある。労働基準法・労働安全衛生法の精神の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図るとともに、職員一人一人が自らの日常業務の現状を見直し、管理職が率先してコスト意識を高めるなど、労務管理の徹底を図り時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成18年8月21日        日常業務の中で各職員が相互に応援体制をとれるよう配慮するとともに、効率的に業務を執行するために定期的な課内会議等によって情報の共有化を図っている。</p>
<p>(1)リサイクルの推進について        ペットボトルのリサイクルについては、採算性の点から検討する余地もあるが、地球環境への負荷軽減、生活環境の保全及び資源の有効利用の観点から大変有用である。その他のプラスチックのリサイクルも含め、市民との協働をより一層進め、廃棄物等のリデュース(発生抑制)、資源のリユース及びリサイクルの3Rを推進し、資源循環型のまちづくりに努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成19年8月21日        リサイクルの推進については、市民の分別に関する協力が不可欠であり、発生抑制、再利用とあわせて啓発を進めていく。リサイクル品目の拡大については、住民の分別に関する負担、収集、処理コストの問題があり、今後とも検討を進めていく。</p>

<p>(2) 随意契約について          随意契約について、その契約理由のなかに理解しがたい内容のものが散見される。予定価格が50万円を超えない契約をする場合にあっては、真に随意契約が必要な場合を除き、経済性、競争性の観点から、2者以上からの見積書を徴するなど、常にコスト意識をもって適正な契約事務の執行に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年3月31日          原課契約工事については、「原課契約工事発注の基本方針」を遵守し、業者選定を行っている。また、緊急を要する場合にも「原課契約工事発注の基本方針」の緊急工事の定義を課内で明確に規定し、適正に事務を執行している。</p>
<p>(3) 車両の管理について          車両を廃車する際の基準は使用年数により決定しているが、走行距離、修理費等の維持経費を考慮して、廃車基準の作成を検討し、経済的・効率的な車両管理に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成19年3月31日          塵芥車は現在、現役収集7年間、その後3年間を予備車として使用しているが、今後、塵芥車は次の3条件を満たした場合に廃車とする。ただし、修理費が高額になる等の場合は総合的に考え、条件を満たさなくても廃車とすることとする。          10年を超える。(原則、現役7年・予備車として3年)          走行キロ数が17万kmを超える。または、収集の回転数(計算上の数値)が基準(9000回転)を超える。          修理費が評価額の1/2を超える。</p>